

3/23(月)から

商工会議所に相談窓口を設置します

- ・新型コロナウイルスの影響で売上が減少して困っている
- ・融資を受けたいけど、どういう制度があるかわからない
- ・どこへ相談したらいいかわからない

・・・そんな方へ

資金繰りを支援する制度や必要書類を紹介します！

◆受付時間◆ 9時00分～16時00分（月～金）祝日を除く
◆場 所◆ 富士宮商工会議所

◆お 願 い◆ 事前予約制（☎0544-26-3101）まで
◆準 備◆ ・決算書および申告書2期分・直近の売上がわかる書類

【コロナマル経融資】

当初3年間 利率0.31%（当初3年間は基準金利1.21%から0.9%引下げ）
富士宮市が0.31%の利子補給を行うので、実質的に2年間無利子で融資を受けられます。
融資限度額1,000万円
貸付期間 設備10年以内(据置4年以内) 運転7年以内(据置3年以内)
ご相談 富士宮商工会議所

【無利子無担保融資】

当初3年間 利率0.46%（当初3年間は基準金利1.36%から0.9%引下げ）
国が利子補給制度を行うので、実質的に3年間無利子で融資を受けられます。但し一部要件あり。
融資限度額6,000万円（3,000万円を超える部分の金利は基準金利1.36%）
貸付期間 設備20年以内 運転15年以内（うち据置5年以内）
ご相談：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル☎0120-154-505

【経済変動対策貸付】 中小企業向け **県制度融資**（SN4号・5号危機関連保証対応）

融資利率(固定金利) 1.3%又は1.4%（各融資制度の基準金利から0.67%引下げ）
融資限度額8,000万円
貸付期間 設備・運転 とともに10年以内（据置：設備3年以内 運転2年以内）
信用保証料 0%（全額静岡県が負担）
ご相談：県内金融機関 ※申込には事前に市へ認定申請を行う必要があります

お問合せ：富士宮商工会議所 経営支援課 ☎0544-26-3101